

令和6年度1回目認定日本語教育機関の認定結果一覧

根拠規定略称説明

法：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

規：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則

認：認定日本語教育機関認定基準

確：認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項

指：認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針

ガ：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン

○認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	大崎市立おおさき日本語学校		
	機関所在地	宮城県大崎市	設置者	大崎市
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	60
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	規 2条	学則に規定する修了要件は記載が不明瞭であるため、明確に記載し、生徒と共有すること。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	授業科目「学校行事」については、学校行事を基に日本語能力学習及び評価を行うという内容であることから、名称を工夫することが望まれる。	

2	日本語教育機関名	サンクパール日本語学院		
	機関所在地	秋田県にかほ市	設置者	学校法人有和学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6ヶ月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
修了の要件	認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	修了要件の一部に外部試験が含まれているが、当該試験の合格目標レベルが入学時の言語能力及び目標とする言語能力と比べて低く設定されているため、適切なレベルに見直すか、削除することを求める。

3	日本語教育機関名	与野学院日本語学校		
	機関所在地	埼玉県さいたま市	設置者	有限会社与野学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	日本理解のための日本語2年課程／日本理解のための日本語1年9か月課程／日本理解のための日本語1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	主任教員	認 5条 確 2(1)⑤	日本語教育の参照枠を含む一連の認定法への対応にあたり、他の教員の指導を行うのに必要な知識・技能がやや弱いように思われる。今後も参照枠や日本語教育の最新の動向把握に努めること。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	これまでの教育内容から移行して今回の教育課程の内容を実施をする中で、カリキュラムについては語彙文法等の言語知識獲得やJLPT重視のものから行動中心アプローチに寄せていき、評価方法についてはルーブリックの導入やパフォーマンス評価・ポートフォリオ評価・ピア評価などを各レベルで導入するなど、引き続き見直しを進めることが望まれる。	

4	日本語教育機関名	エリートスカイ日本語学校		
	機関所在地	千葉県富里市	設置者	株式会社エリートスカイ日本語学校
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	専門学校進学2年課程／専門学校進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	卒業後介護の分野に進学することを目指す留学生に対し、まず日本語力をしっかりと指導したいとの趣旨は理解できるが、本カリキュラムで卒業後希望通りに進学できるか、また就職し国家資格を取得できるかといったことも調査し、教育内容に反映させていくことが望まれる。	
	学則	規 2条	学則における出席率等の誓約事項について、内規よりも厳しい記載となっているところ、当該記述の要否の再検討が望まれる。	

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)㉑	評価基準や評価方法について、すべての教員が理解した上で日々の指導ができるように十分に研修をすることが望まれる。特に試案段階であるポートフォリオの活用方法を学内全体で検討する機会を計画的に設けること。 そのほか、校長及び主任教員の考えや授業活動の協力体制等について、教員全体に共有されるよう適切な機会を設けることが望まれる。
入学者の日本語能力等の確認	認 27条	想定より日本語能力の低い入学者に対しては、スタート時にレベルを分けた上で修了までにB2レベルを目指すとのことであったが、入学後スムーズに学習が進むよう、選考に当たって適切に日本語能力を確認すること。

5	日本語教育機関名	尚藝舎言語学院		
	機関所在地	東京都荒川区	設置者	株式会社尚藝舎
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	美術系進学2年コース／美術系進学1年9か月コース／美術系進学1年6か月コース／美術系進学1年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)㉒ 指 5-2	機関の目標は美術系大学及び専門学校への進学、及びその分野での就職に特化しているが、カリキュラムはごく一般的なものとどまっていることから、確実な目標達成のためには開校後の検証と改善が望まれる。 専門用語・語彙の習得は偶発的学習に頼り、意識的にカリキュラムに取り入れていない。一方で、美術、デザイン系の専門用語は、学習者の目標達成に不可欠な言語知識であることから、今後語彙教育について必要な教材、及びその学習機会を設けることを求める。	

6	日本語教育機関名	千駄ヶ谷外語学院		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	学校法人千駄ヶ谷教育学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職2年課程／就職1年9か月課程／就職1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	担任教員（過半数が非常勤教員）の職務内容等について、授業前の各資料作成や週ごとの授業スケジュール作成、学習・生活上の指導等、様々な業務を担当することから、勤務時間や自宅作業の有無等を定期的に確認するなど、過重な業務量とならないよう留意することが望まれる。その際、非常勤教員については、非常勤講師担任手当に相当する業務量にとどめることを求める。 担当時間数は基準内であるが、日本語指導歴1年未満の本務等教員が1週間当たり20単位時間の授業（複数レベルの日本語授業やビジネス日本語、試験対策授業等の6科目）のほか担任業務も担当しており、負担を軽減する担当科目及び時間数とすることが望まれる。
入学者の募集	認 26条	認定機関の申請に当たり、「一般日本語コース」が「就職課程」に変更にされるが、高卒資格のみで国内で就職する選択は一般的に想定されないことから、「就職課程」の学習内容や進路先等について、入学志願者に正確な情報提供を行い、ミスマッチを避けられるよう日本語教育課程の目標・目的に一致した入学希望者を受け入れる選考方法とすることが望まれる。
入学者の日本語能力等の確認	認 27条	
修了の要件	認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	

7	日本語教育機関名	千駄ヶ谷日本語学校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	学校法人千駄ヶ谷教育学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1,728
	設置課程	進学準備教育2年課程／進学準備教育1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	なし			

8	日本語教育機関名	帝京平成大学附属日本語学校		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	学校法人帝京平成大学
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	規 2条	納付金返還については別に規則があるということであったが、途中で退学する学生に対する納付金返還をめぐる多くの日本語学校においてさまざまなトラブルが起きているので、返還条件等については学生にも十分理解できるような形で示していくことを求める。
授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑩	上位の教員が下位の教員を一方向的に指導するのではなく、教員自らが目標設定と自己評価を行い、その結果について上位の教員と話し合うことで次の目標設定につなげること自体は、研修の一形態として意義深いものと思われる。一方でこうしたやり方は、研修というより「単なる反省会」にとどまってしまう可能性も高い。そうならないためには上位の教員側に、「目標設定・自己評価が妥当かどうか」「評価の妥当性を確かめるためにどのようなエビデンスが必要になるか」を正しく判断し、有意義な助言を行えることや、教師としての職位に関係なく「互いに学び合おうとする文化」を学校全体で醸成していくことが求められる。今後も、研修を企画・運営する上位の教員が、「研修を企画・運営するための資質・能力」を自らどのようにして向上させていくことができるのかという問題意識や学び合いという視点の重要性を踏まえ、より良い研修体制が構築されることを期待する。

9	日本語教育機関名	三福日本語学院		
	機関所在地	東京都荒川区	設置者	株式会社三福商事
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	校長	認 4条 確 2(1)①	教員を兼任する校長として、教職員、生徒の在籍管理、施設・設備の管理等の役割について認識を深め、適切な方法により管理監督すること。	

10	日本語教育機関名	NW国際学院		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	株式会社ニューワールド
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	規 8条	外部評価者に対しどのようなエビデンスを示し、どのような手順で評価を依頼するかについては、これから更なる検討を重ねていくことが望まれる。
校長と主任教員を同じ者が担当する場合	確 2(1)⑥	現校長・主任教員が、2年間で後任を確実に主任教員の任に堪える人材へと育成するとともに、引継ぎ後できるだけ早い時期に、外部機関が実施する教育活動評価・第三者評価等を受審することが望まれる。
日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	今後実際に教育活動を運営しながら、特に以下の2点について不断の改善を行っていくことを求める。 ①説明責任を十分に果たすことができる妥当な評価を行えるよう、評価方法についてさらに検討を加えること。具体的には以下の点について再考を求める： 提出されたルーブリックは、評価すべき項目を単純に並列しただけのものとなっているため、評点を単純に集計するだけでは適切な評価にならない可能性が高い。評価項目の間に、理念や根拠に基づいた適切な重み付けを行うべきである。 「授業への取り組み」については、評価者の恣意的判断を軽減するための工夫が必要である。 ②科目構成が「総合」「漢字」「聴解」「読解」「作文／小論文」「口頭表現」「語彙・文法」と、狭義の言語知識・技能に重点を置いた、従来型のものとなっている。「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」では、「単に知識を増やすことや試験に合格することを目標にするのではなく、(中略)学習者(生徒)が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、進路先で主に求められる日本語能力を到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む」ことを求めている。学習者の自主性や自己管理能力等の向上を促進する学習内容や教室活動を、教育課程の中に、より明確な形で盛り込むこと。
災害等の場合の転学支援等	認 31条	「防災マニュアル」「防災教育実施計画」について更に具体性を伴った内容とするとともに、特に「学生の安否確認方法」「授業休止に関する規定」「授業中止の際の学生への連絡方法」等を記載することが望まれる。 職員の参集については詳細な規定があり、管理職には休日・勤務時間外であっても原則勤務場所への参集を求めることとなっているが、激甚災害の際勤務場所への参集が現実的なのかについて再考することや、参集不可能な事態に陥った際の想定・対策を検討することが望まれる。

11	日本語教育機関名	京都ランゲージアカデミー		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	都総合管理株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	80
	設置課程	進学2年コース/進学1年6ヶ月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	

点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 8条 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	評価指標として項目ごとに例示するエビデンスの一部は、機関としての取組を表すものであるが、その成果を示すものであれば、判断材料としての効果がより高まるため、機関の教育活動の改善に資する点検評価となるよう、引き続き内容の検討・見直しを行うことが望まれる。
学則	規 2条	24条（授業料の返還）について、返還率を含む具体的な返還額に関する定めのほか、返還を認める条件についても決定し、誤解のないよう生徒に十分に説明の上、認識を共有すること。
授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑪	計画している外部研修の受講については、予備費で賄う旨の説明がなされたが、必要予算を確保することで、受講が確実に可能となるようにするとともに、研修で学んだことを授業改善に結びつけるための具体的な方策を改めて検討することが望まれる。
日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	授業科目「総合日本語」の到達目標として、「自立した言語話者として、自己管理や課題解決ができる」ことを掲げるのであれば、当該目標の達成度を測る評価項目・基準を設定することが望まれる。

12	日本語教育機関名	ACS国際文化学院		
	機関所在地	大阪府池田市	設置者	エイジアン・キャリア・サポート株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	主任教員	認 5条 確 2(1)⑤	主任教員として機関の教育の質を向上させるため、外部研修や勉強会等に積極的に参加するなど、一層の自己研鑽に努めることが望まれる。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑪	機関として教員に求める素質や能力及びその基準を明確にし、実践的なOJT等の研修を増やすなど、研修計画の充実を検討することが望まれる。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	「異文化交流体験」「日本文化体験」「進学」における学習評価は、学習目標の達成度を適切に判定できるよう、扱う言語活動やレベルと整合性のある内容であることに十分注意すること。	
	入学者の募集	認 26条	進学先は主に介護・福祉分野の専門学校であるが、そのことが記載されているのは機関案内の一部にとどまるため、募集要項やホームページなどの資料等においても、機関が対象とする生徒に関して適切に情報公開を実施すること。	

学習上の支援体制	認 29条	各授業科目で成績が基準に達しなかったなど、学業不振と判断した場合に行う実際の追試験や、補習の具体的な対応に関する規程などを事前に作成し、確実に学習上の支援が可能となるよう準備を行うこと。 学習の継続が困難である生徒の支援については、成績分布の予測や、1人当たりが発生する具体的な対応を想定するなど、積算根拠に基づく年間指導時数を算出した上で、教員の負担等を考慮し、必要な体制の整備を確実にすること。
----------	-------	--

13	日本語教育機関名	大阪YMCA学院		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	学校法人大阪YMCA
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	500
	設置課程	進学日本語学科（2年コース）／進学日本語学科（1.5年コース）／進学日本語学科（1年コース）／キャリア形成実用日本語学科（就職準備2年コース）／キャリア形成実用日本語学科（就職準備1.5年コース）／キャリア形成実用日本語学科（語学専修1年コース）／キャリア形成実用日本語学科（就職準備1年コースA）／キャリア形成実用日本語学科（就職準備1年コースB）		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	規 2条	返金規定については、学生に分かるように定める必要があるため、「本学院の規定により」だけでなく、返金の内容を学則に定めること。 返金規定に定められた内容と募集要項の学則返金案内に齟齬があるのは適切とは言い難いことから、募集要項記載を改善すること。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	評価方法が複雑に見えるので、学生に適切に周知すること。	

14	日本語教育機関名	福和協同アカデミー		
	機関所在地	大阪府東大阪市	設置者	東亜株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	2年進学課程／1.5年進学課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑩	研修計画は機関内で実施するもののみが記載され、外部研修については「上記の内容の外部研修があれば、役職を問わず参加を促す」といった記載及び発言にとどまっていることから、外部研修についても年間計画を立てた上で実施すること。
日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	初級レベルをスタートとする2年間の課程において、5つの言語活動すべての到達目標をC1としていることから、開校後、学習者の課題達成度、熟達度を分析し、授業科目の内容及び使用教材の検証、カリキュラムの改善に努めることが望まれる。

15	日本語教育機関名	友ランゲージアカデミー大阪校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社ライセンスアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	100
	設置課程	日本社会探求2年コース/日本社会探求1年6か月コース/日本社会探求1年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する(法人の場合、経営を担当する役員)	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	主任教員は副校長を兼務しており、学校運営、災害時対応、研修、学生管理など多岐に渡る業務を担当している上、毎週8単位時間の授業を受け持つため相当な負担が予想される。また他の本務等教員2名もそれぞれ週20単位時間の授業を担当しており、いずれかが体調不良等で休む場合の対応等を含め、運営体制の見直しが望まれる。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑩	試験対策の授業方法や5つの言語活動への理解、特色を活かすカリキュラムの実現等のため、機関内外での研修に加え、経験の浅い教員の授業の質が担保できる研修が十分に確保されることが望まれる。	
	入学者の募集	認 26条	同じグループ校の中でも目的・目標や教育内容が異なるため、それらの違いを入学前の説明会などで入学希望者に明確に伝えること。	
	修了の要件	認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2	特色のある教育目標を掲げ、修了要件に修了制作を取り入れているため、その評価方法について生徒が理解し納得できるように、説明の工夫を行うことが望まれる。	

16	日本語教育機関名	ZERO日本語学校		
	機関所在地	兵庫県尼崎市	設置者	ZERO商事株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	大学・専門学校進学2年課程（A1）／大学・専門学校進学2年課程（A2）		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	校長に兼務があることから、主任教員は副校長も兼ね、授業を持たず副校長職に徹するとともに教員研修に注力する体制となっているところ、主任教員に過度に負担が集中しないような体制とすることが望まれる。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)㉑	新規開校の機関であり、教員の半数が経験年数1年未満であることから、可能な限り開校前の早い時期から研修を開始することを求める。	

17	日本語教育機関名	和歌山医療スポーツ専門学校日本語科		
	機関所在地	和歌山県有田市	設置者	学校法人国際志学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1.5年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	経営担当役員として引き続き、日本語教育推進法、日本語教育機関認定法等の関連法令への理解を深めること。 機関の教育活動全体に占める主任教員の役割は大きく、また業務量も相当発生することが見込まれることから、過度な負担が生じないよう、他の教職員との業務所掌を調整するなどの措置を講じることが望まれる。 教員の半数は、日本語教育歴がないか経験が浅いことに加え、遠方の系列機関との往来が毎週発生する教員もいることから、質の高い教育を実施するために、必要に応じて更なる体制の充実や、業務効率化などを積極的に検討することが望まれる。	
	校長	認 4条 確 2(1)①	特に主任教員には、授業や研修への対応など、相当の業務負担が生じることが見込まれるため、系列機関での校長としての経験を活かし、自身を含めた教職員の適切な業務分掌に基づく、機関全体の安定した運営に努めること。	
	主任教員	認 5条 確 2(1)⑤	主任教員として機関の教育の質を向上させるため、外部研修や勉強会等に積極的に参加するなど、一層の自己研鑽に努めること。	

日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	一部の授業科目における学習目標について、参照枠のレベルに沿ったものであることが分かりづらいものがあるため、改めてレベルに応じた到達目標や学習目標の設定に関する考え方を教員間で確認すること。 学習成果の評価に関し、掲げた到達目標に対応した評価基準が設定されていないように見受けられるものがあるため、改めて用いるルーブリックの評価指標などの表現を確認し、レベルに応じた目標の達成度を確実に測ることができる基準を設定し、事前に生徒と共有すること。 学習成果の評価に関し、一部の評価方法は、具体的なプロセスに不明確な部分があるため、改めて成績評価までの過程を確認し、各評価の実施に必要な準備を確実にすること。
-----------------------	---------------------------	--

18	日本語教育機関名	アトム国際外語学院		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	アトム株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	就職のための進学2年課程／就職のための進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	災害等の場合の転学支援等	認 31条	災害等の場合の転学支援等については、近隣団体のみならず、広域団体との連携が望まれる。	

19	日本語教育機関名	ゲートウェイ日本語学校		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	留学生株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職のための進学2年課程／就職のための進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑩	申請された教育課程や使用する教材は、全教員にとって初めてのものであり、機関開校までに4月入学A1レベルに対応した研修を実施することを確認したが、10月入学B1レベルが開設されることも踏まえ、開校後も適切な教育課程の運営に向けた体系的な研修を行うことが望まれる。	
	入学者の募集	認 26条	入学案内や機関案内、入学者選抜要項の書類間において、コース名の記載が「就職のための進学」「進学」とばらつきが生じており、志願者等に誤解を招く恐れもあるため、スペースの都合で省略することなく、学校の特徴の表現でもあるコース名をきちんと表示することが望まれる。	

20	日本語教育機関名	福岡国際外語学院		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	福岡国際外語学院株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	90
	設置課程	留学進学2年コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	帳簿の備付け等	法 10条 規 10条	施行規則第10条第1項第1号から第7号に定める事項について、保存期間を再確認し、適切に帳簿を備え付けること。	
	副校長	認 4条 確 2(1)①	副校長の職務内容に日本語教育の知識、経験を要するものが見られるが、副校長においては日本語教育の経験がないため、校長不在の際の職務を全うするに当たり、日本語教育に関する知見を深めることが望まれる。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	認 10条 確 2(1)⑪	これまでの日本語学校で経験のない形態、内容の授業（プロジェクトワーク等）を担当する教員もいるため、十分な教員研修を行うことが望まれる。	
災害等の場合の転学支援等	認 31条	「危機管理マニュアル」より、災害発生後、各関係機関と連携しながら転学先を探すものと見受けられるが、事前に災害時の連携協定を結ぶなど、具体的な内容を検討することが望まれる。		

21	日本語教育機関名	ICA国際会話学院嬉野校		
	機関所在地	佐賀県嬉野市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	教育課程や研修計画は、その内容にグループ校全体で共通の部分が多く見受けられることから、受け入れる生徒の特性や数、教職員体制、地域性等の教育環境など、嬉野校に固有の事情によっては十分に実施できない可能性があるため、やむを得ない場合は必要に応じて研修計画の変更や体制の充実などを行うことが望まれる。
日本語教育課程の内容、授業科目、授業の評価	認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2	授業における生徒の自己評価結果については、その妥当性を担保するため、教員が研修により手法等に関する知識を習得するとしている。一方、当該評価は生徒の意欲など、外形的にその妥当性が判断しづらい要素もあることから、具体的な事例に関する話し合いなど、教員の価値観を共有するような取組を行うことが望まれる。
入学者の募集	認 26条	卒業後は本邦大学卒業者や専門学校卒業者と肩を並べ、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労可能な日本語能力を身に付けた人材を輩出することに鑑み、学習目標の達成を考えると入学者の日本語能力は「N4合格又は同等程度」が望まれる。 面接試験の際に、学歴(大学の専攻)、外国語学習経験、就業意欲を厳密に問い、入学目的を達成することが可能な人材の選別を行うことが望まれる。
入学者の日本語能力等の確認	認 27条	

22	日本語教育機関名	ICA国際会話学院霧島校		
	機関所在地	鹿児島県霧島市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	就職2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	入学者の募集	認 26条	卒業後は本邦大学卒業者や専門学校卒業者と肩を並べ、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労可能な日本語能力を身に付けた人材を輩出することに鑑み、学習目標の達成を考えると入学者の日本語能力は「N4合格又は同等程度」が望まれる。 面接試験の際に、学歴(大学の専攻)、外国語学習経験、就業意欲を厳密に問い、入学目的を達成することが可能な人材の選別を行うことが望まれる。	
	入学者の日本語能力等の確認	認 27条		

○不認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	かなざわ和語学院		
	機関所在地	石川県金沢市	設置者	株式会社翔泰
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	総合日本語2年課程／総合日本語1年6か月課程		
	基準を満たしていないと判断された項目	根拠規定	理由	
	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号 法 8条 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価は「アンケート（全役員、全職員）及び自己点検・評価報告会議」により行うが、具体的な段取りについては検討中とし、機関の予算や決算状況を把握していない教員も含まれることについては合理的な説明がなされなかったことから、適切であるとは認められない。	
	主任教員	法 2条3項2号 認 5条2項 確 2(1)⑤	項目「日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価」のとおり、日本語教育の参照枠や認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針に基づいた教育課程を編成できておらず、面接においても、教育課程、主任教員としての職務、教員への研修のいずれも適切に説明することができなかったことから、日本語教育課程の編成の基礎となる知識があるとは認められない。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号 認 10条 確 2(1)⑪	開校前及び開校後の校内研修については全教員を対象に行うとしているが、面接において副校長兼主任教員から具体的内容に関する十分な説明は得られず、研修計画が適切に実施される体制が整備されているとは認められない。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)(8)	様式第10-2号の授業科目の到達目標やレベルごとの到達目標が具体的な記述でなく、授業科目の内容を示す資料は教材の使い方を引用したようなものであり、面接においても授業内容等について明確に説明できなかったことから、日本語教育の参照枠や認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針に基づいた教育課程を編成できているとは認められない。 授業担当教員による授業内評価とレベル修了時の試験により評価するとしているが、評価基準が定まっていないことから、公正な評価が行われるとは認められない。	
	修了の要件	法 2条3項2号 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	学則には、学習評価は5段階評価（第10条）、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定（第11条）とあるが、面接において評価基準は現在作成中と回答し、適切な評価基準に基づく学習評価が行われることが確認できないため、修了要件の適切性について判断できない。	

2	日本語教育機関名	Hyogo Japanese School for Human Education		
	機関所在地	兵庫県加東市	設置者	株式会社ARVAS
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	2年課程／1年6か月課程		
	基準を満たしていないと判断された項目	根拠規定	理由	
	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号 法 8条 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	添付32（点検評価資料）は告示基準への適合が点検項目にあるなどの内容から告示校向けのものであり、主任教員は指摘を受けるまで参考とした書式が告示校向けのものであることすら認識していなかった。実施が形式的なものにとどまり、実質的な点検・評価を実施する体制が整備されているとは認められない。	
	主任教員	法 2条3項2号 認 5条2項 確 2(1)⑤	項目「日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価」のとおり、日本語教育の参照枠や認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針に基づいた教育課程を編成できておらず、日本語教育課程の編成の基礎となる知識があるとは認められない。	
	事務を統括する職員	法 2条3項2号 認 8条2項	留学生の在籍管理や出入国在留管理庁対応の経験がなく、認定日本語教育機関に関する事務を統括するのに必要な知識、技能及び経験を有するとは認められない。また、校長、主任教員、他の事務職員も生活指導の経験がないことからフォローできる体制にもなっていない。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号 認 10条 確 2(1)⑪	初任者を計画的に育成するための研修計画が組まれておらず、外部研修は、調べたら見つかった参加できそうな無料の講演会を利用するとするなど、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるとは認められない。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)(5)(6)(8)	2つのコースにおいて、中上級クラスの総学習時間が大幅に異なるにも関わらず、同じ到達目標としていることは不適切である。日本語教育の参照枠に基づいた教育課程と呼ぶには程遠いもので、Can doの設定なども日本語教育の参照枠に基づいたものとなっておらず、また、到達目標や学習目標に抽象的な表現が散見され、学習者の自律的な学習も適切でない。 各レベルごとの到達目標に日本語能力試験の合格が掲げられているが、そのレベルの修了時期に当該試験の実施がないため、目標達成が実質不可能である。7月にN3合格とするのがモデルケースという発言があったが、1.5年コースにおいては7月の段階でN3相当の学習を終了していないことから、レベル別の目標に到達しない学習内容となっており不適切である。 初級レベルでは「文字語彙」「文法」「漢字記述」科目しかなく、「スピーチ」「聴解」「読解」は中級レベル以降しか設定されていないことに対する論理的な理由説明はなく、また、進学で必要とされるプレゼンテーション技能の指導が行われていないことについての理由説明も不十分であり、全体として、日本語能力試験などの合格を主眼とした指導内容に偏っていると云わざるを得ない。	

修了の要件	法 2条3項2号 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	学則で「60点以上を修了とする」とあるが、全科目で60点以上必要なのか、平均点でよいのかなど学則に明確に規定されていない。成績評価をコース修了段階のみ1回しか行わないのは、学生自身が自律的に学習を進めていくためには不適切な対応である。 日本語教育課程の科目について、コース外から受け入れる聴講生に対して、日本語力によっては修了を認定するという事は、日本語教育課程の修了要件と統一されておらず不適切である。
生活指導担当	法 2条3項2号 認 32条1項 確 2(4)①	技能実習生の対応経験のある職員がいるものの、生活指導に必要な出入国管理及び難民認定法を理解し、出入国在留管理庁対応や留学生の生活指導経験がある職員がおらず、体制が非常に脆弱であり、留学生の生活上の支援を行うための体制が適切に整備されているとは認められない。

3	日本語教育機関名	国際ビジネス日本語学校		
	機関所在地	香川県高松市	設置者	国際ビジネス協同組合
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学日本語2年課程／進学日本語1年6か月課程		
	基準を満たしていないと判断された項目	根拠規定	理由	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有する（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	卒業後は、地元高松を含め全国の専門学校や大学への進学を目指すとするも、そのための具体的かつ効果的な方策等が確認できなかった。 自ら又は校長が挙げた学生管理システム、教師間のネットワーク、外部との折衝のいずれについても具体的な方策について説明できず、安定かつ継続して運営するための事業計画を有しているとは認められない。	
	主任教員	法 2条3項2号 認 5条2項 確 2(1)⑤	項目「日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価」のとおり、日本語教育機関又は日本語教育課程において主な対象とする生徒に即した評価方法や指導方法を含む教育課程編成を行っていない。	
	日本語教育課程の内容/授業科目/授業の評価	法 2条3項2号 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	全体としてアプリやツールに頼っているところ、実現可能性やその効果には疑問が持たれるほか、当該教育課程に適応できない場合は学習の継続自体が不可になってしまうなどの問題を孕んだものとなっている。 使用するツール等についての説明はあっても、学習者が自律的に学習を管理する能力醸成のための学習活動、教員間におけるノウハウ共有等についての説明は得られなかった。 以上から、適切な教育課程が編成できているとは認められない。	

<p>入学者の日本語能力等の確認</p>	<p>法 2条3項2号 認 27条 ガ 2(1)(2)</p>	<p>カリキュラムに見合った日本語能力、自律学習能力を持ち、経費支弁能力に余裕がある留学生を集めたいとのことだが、特に進学日本語1年6か月課程に必要な日本語能力を持った入学希望者を集めるための具体的な方策が十分に説明されなかった。入学希望者を増やすためにジャカルタの高校にコースを設置するという発言があったが、事業計画に含まれておらず、学生募集に関する計画を見直す必要がある。</p>
<p>修了の要件</p>	<p>法 2条3項2号 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)</p>	<p>レベルごとの成績評価について不明確な点が多く、評価の客観性に課題があると思われる項目もある上、修了認定の方法や基準についての明確な回答も得られなかったことから、適切な修了の要件が定められているとは認められない。</p>